

令和 6 年 6 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 6 月 1 2 日（水曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 6 月 1 2 日（水曜日）午前 1 0 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 5 3 号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）

第 5 議案第 5 4 号 専決処分事項の報告について

（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）

第 6 議案第 5 5 号 専決処分事項の報告について

（八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について）

第 7 議案第 5 6 号 専決処分事項の報告について

（八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について）

第 8 議案第 5 7 号 専決処分事項の報告について

（令和 5 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 1 号））

第 9 議案第 5 8 号 専決処分事項の報告について

（令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号））

第 1 0 議案第 5 9 号 八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第 1 1 議案第 6 0 号 物品の取得について

第 1 2 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について

第 1 3 議案第 6 2 号 令和 6 年度八峰町一般会計補正予算（第 1 号）

- 第 1 4 議案第 6 3 号 令和 6 年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 6 4 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 6 5 号 令和 6 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 6 6 号 令和 6 年度八峰町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 6 7 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 1 9 議案第 6 8 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 0 議案第 6 9 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 1 議案第 7 0 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 2 議案第 7 1 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3 議案第 7 2 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 4 議案第 7 3 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 5 議案第 7 4 号 八峰町農業委員会委員の任命について
- 第 2 6 議案第 7 5 号 八峰町農業委員会委員の任命について

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 和 平 勇 人
財 政 課 長 堀 内 敬 文	企画政策課長 高 杉 泰 治
建 設 課 長 浅 田 善 孝	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 成 田 拓 也
税務会計課長 今 井 利 宏	福祉保健課長 菊 地 俊 平
教 育 次 長 山 本 節 雄	学校教育課長 山 本 望
生涯学習課長 石 上 義 久	農業委員会事務局長 内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くから大変ご苦勞様でございます。

これより令和 6 年 6 月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8 番見上政子さん、9 番須藤正人君、10 番門脇直樹君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る 5 月 9 日及び 6 月 4 日に議会運営委員会を開催し、4 月 22 日付けで議長から諮問のあった令和 6 年 6 月八峰町議会定例会会期及び議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から14日までの 3 日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定いたしました。

また、付託中の陳情については、採択となった場合は決議が必要となることから、議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告の日割表及び議事日程表により、本日より14日までの 3 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年6月8峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、5月26日に実施しました「防災訓練」についてであります。

この訓練は、41年前の同日に発生した「日本海中部地震」の大惨事を教訓に、毎年、同時期に実施しております。

今年は浜田地区を会場に、秋田県沿岸に「大津波警報」が発令されたという想定で実施したほか、「火災防ぎょ訓練」も併せて行いました。

今後も、関係機関と連携し、日本海中部地震の記憶や教訓が風化しないよう努めるとともに、町民の安全・安心の確保に向け、防災力の維持・向上に努めてまいります。

次に、行政協力員会議についてであります。

5月2日に春の行政協力員会議を開催し、会議では、新たに行政協力員となった3名の方々に委嘱状を交付した後、今年度の町の主要事業を説明して、ご理解とご協力をお願いいたしました。

今後は、協力員の皆様から提案のあった意見を町政に反映できるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地を活用して住居環境を整備する「定住促進住宅事業」の地鎮祭並びに安全祈願祭が5月15日に行われ、町からは私と皆川議長をはじめ、山本副議長、菊地総務民生常任委員長、笠原教育産業建設常任委員長、水木議会運営委員長が出席し、工事関係者並びに駅前町内会の関係者の方々と工事の安全を

祈願いたしました。

建物の完成は12月頃の見込みとなっており、今後は、関係条例等の整備や入居者の募集を進めてまいります。

次に、農業関係についてであります。

農作業の進捗状況については、水稻の健苗育成と適正管理を図るため、4月25日に「あぜ道巡回相談」を実施したところであります。

水稻農家12名のほか、山本地域振興局や秋田やまもと農協が播種日等の確認と苗の状況を確認し、今後の施肥の時期等について指導を行っております。

生育状況については、全てのハウスにおいて順調に生育していたと伺っております。

また、田植え作業については、ほぼ終了し、今後は秋の収穫に向けて、振興局や農協と協力しながら、品質管理などの指導を行ってまいります。

本年産の水稻作付面積については、農家から提出された確認野帳を集計したところ、昨年の豪雨災害の影響で作付ができない圃場も一部ありますが、全体としては前年実績とほぼ横ばいとなっており、今後は、集荷業者の事前契約締結状況の把握と、それに基づく非主食用米への振り分けを働きかけるとともに、需給情報を適切に提供するなど、県産米の需要と価格の安定に取り組むこととしております。

次に、水産関係についてであります。

『白神育ち 輝サーモン』は、昨年12月28日に重さ約800gの稚魚1,500尾を生け簀に入れ、約5カ月の養殖期間を経て、4月26日から順次水揚げを行ったところであります。

今年の生存率は92.7%と、昨年の約60%を大きく上回る結果となっており、生け簀を改良したことや自動給餌装置の導入が大きく影響しているものと考えられます。

養殖事業は、漁獲量の減少や燃料高騰で苦境に立つ漁業者の収入確保、担い手不足解消等へ繋がるものと期待が寄せられていることから、町といたしましても、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、5月11日に開催いたしました「白神山地八峰町ルート安全祈願祭」と「山開き式典」についてであります。

当日は、皆川議長をはじめ、多くの関係者からご臨席を賜り、1年間の無事故を祈願いたしました。

また、今年度は初めてオープニングセレモニーとして、和楽器奏者の安藤兄弟による

記念演奏会を行ったところであります。

その後の自然観察会は「町道白神二ツ森線」が災害復旧工事により通行止めとなっていることから、昨年度同様「留山」を会場に行いましたが、横手市や大仙市など県内各地から10名の参加があり、参加された皆さんは白神ガイドの説明を熱心に聞きながら、新緑のブナの森を満喫しておりました。

次に、「八峰能代沖洋上風力発電事業」についてであります。

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業の一般海域の第2ラウンドにおいて、当町及び能代市沖の海域が選定されておりますが、3月下旬に事業者が「合同会社八峰能代沖洋上風力」に決定されました。

事業者の構成メンバーは、ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社、イベルドローラ・リニューアブルズ・ジャパン株式会社、東北電力株式会社の3社であります。

事業計画の概要については、着床式洋上風力発電設備で、出力は1万5,000kWの風車25基分となっており、運転開始予定時期は令和11年6月となっております。

本事業に係る環境影響評価準備書の縦覧開始は本年7月中を予定しており、縦覧場所は当町役場と能代市役所のほか、エネオスリニューアブルエナジーのホームページでも実施することとしており、本準備書に関する説明会についても当町と能代市でそれぞれ1回ずつ開催する予定と伺っております。

また、私からは、事業実施に当たり、地域住民をはじめ漁業関係者等への説明を丁寧に行うよう、事業者へお願いしたところであります。

次に、八峰町地域部活動推進検討委員会についてであります。

中学校における部活動の適正で持続可能な環境を構築するため、5月24日、ファガスにおいて第1回検討委員会を開催し、スポーツ団体や文化芸術団体、保護者の代表者から、段階的な地域移行の方向性に対するご意見を伺いました。

今後は、部活動地域移行に関する意識調査を実施しながら、学校の部活動と地域のスポーツ・文化芸術団体との関わり方について検討してまいります。

次に、八峰町学校適正化検討委員会についてであります。

教育委員会では、出生数の減少や少子化の加速により、小・中学校の児童生徒数が今後も減少傾向にあることから、八峰町学校適正化検討委員会を設置し、小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方について諮問いたしました。

委員には町議会や学校の代表者など16名を委嘱し、5月24日にファガスにおいて1

回目の検討委員会を開催したところであります。

会議では「今後の児童生徒数の推移を見ると、統合するか、しないかの議論は必要がなく、できるだけ早く小学校の統合を進めるべきである」、「小学校だけでなく中学校も含めた学校のあり方について検討するべきである」、「少子化が進んでいるが、町民への周知や理解がなされていない」といった意見が出され、6月号の町広報誌に、児童生徒数の予想推移や検討委員会が出された主な意見を掲載するとともに、町民の皆様からの意見を募集することとしております。

今後は、町の子どもが生きる力を育む上で、よりよい教育環境を創るため、町民の皆様からの声を検討委員会にお示ししながら、委員の皆様のご意見を伺い、小・中学校の適正化に向けた具体的な方策について検討してまいります。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

5月25日から本町にて開催されました、高円宮賜杯第44回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選に、八峰グローリーズが出場いたしました。

1回戦を大勝で勝ち上がり、勢いそのままに決勝戦もコールドゲームで勝利し、3年連続の優勝を飾ったところであります。

地域に元気と希望を与えてくれました選手並びに関係者の皆様に対しまして、心より感謝を申し上げます。

6月22日から潟上市を会場に行われる全県大会におきましても、予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第53号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第54号、専決処分事項の報告については、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第55号、専決処分事項の報告については、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第56号、専決処分事項の報告については、八峰町指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分報告であり、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第57号、専決処分事項の報告については、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告であり、既定額から1億8,445万1,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を89億5,414万6,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、国庫支出金、地方債の確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第58号、専決処分事項の報告については、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告であり、既定額に2万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億8,326万2,000円とするものであり、国庫支出金の確定に伴う補正であります。

議案第59号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第60号、物品の取得については、小型動力ポンプ積載車購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号、工事請負契約の締結については、町道目名潟大沢線道路改良工事契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に5,391万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億291万1,000円とするもので、主な歳出は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルスワクチン事業費の追加などとなっております。

議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、既定額に11万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億1,586万7,000円とするもので、内容は、過年度保険料の精算に伴う還付金の追加であります。

議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、既定額に53万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,225万円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、町営診療所塙川分院の廃止に伴う医療廃棄物処分費の追加であります。

議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額から254万9,000円を減額し、収益的支出の予定額を2億6,258万7,000円と

するもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の予定額に435万8,000円を追加し、収益的支出の予定額を4億7,406万円とするもので、内容は、人事異動に伴う人件費の組み替えによる補正であります。

議案第67号から議案第79号、八峰町農業委員会委員の任命については、八峰町農業委員会委員13名の任命について、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号、繰越明許費繰越計算報告については、令和5年度八峰町一般会計の繰越明許費繰越計算報告であります。

報告第2号、予算繰越額の報告については、令和5年度八峰町簡易水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

報告第3号、予算繰越額の報告については、令和5年度八峰町下水道事業会計予算の予算繰越額報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は27議案で、報告件数は3件であります。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第53号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第1号

専決処分書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、これにより原則として同年 4 月 1 日から施行されることになりました。それに併せて八峰町税条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、個人住民税部分で令和 6 年度特別税額控除、いわゆる定額減税の実施、固定資産税関係では地域決定型税制のわがまち特例の一部見直しや、令和 6 年度評価替えに伴い、現行行われている制度である土地の負担調整措置等の延長が盛り込まれております。そのほか、根拠となる引用先法律の改正による規定の新設、追加、削除、文言修正、それに伴う条項ずれ改正などがあります。

改正の詳細、条文一つ一つの説明は時間がかかり過ぎますので割愛させていただき、今回の改正の目玉である定額減税についてご説明させていただきます。

タブレットにあります議案第 53 号説明資料（定額減税）をご覧ください。

定額減税は、個人の所得税と住民税所得割からそれぞれ 3 万円と 1 万円を減税する制度で、今月からスタートしました。所得税は国税ですので、ここでは住民税について説明したいと思います。

住民税の定額減税の対象となる方は、令和 5 年度において合計所得金額が 1,805 万円以下、給与収入で 2,000 万円以下ですけれども、令和 6 年度住民税の均等割が課せられている方が対象です。生計を一つにし、国内に居住する令和 5 年度の合計所得が 48 万円以下の配偶者や扶養親族がいる場合には、その人数掛ける 1 万円がさらに控除されます。例として、令和 5 年度給与所得者で収入が 2,000 万円以下、配偶者の所得が 48 万円以下、小学生、お子さん 2 人の場合には 4 人掛ける 1 万円ということで、令和 6 年度住民税所得割から 4 万円控除されることになります。住民税は令和 5 年度中の所得をもって令和 6 年度の住民税が決まりますので、同様に扶養親族も令和 5 年 12 月 31 日の状況で決まります。このため、例えば今月お子さんが生まれた場合には、そのお子さんは住民税の定額減税の対象にはなりません。ちょっと扱いが違うんですけども、参考までにそのお子さんは所得税の定額減税の対象にはなります。

住民税は所得割と均等割の 2 層となっており、このうち定額減税は所得割の額から控除されますので、所得割がかからない方は定額減税の対象外となります。また、均等割

及び今年から新たに加わった森林環境税からの定額減税の控除はありません。

資料の中段に徴収方法として、定額減税がどのように反映され、税の納付はどのようなになるか、3例を挙げました。

1つ目は給与所得に係る特別徴収で、毎月の給与から住民税が天引きされる方です。令和6年度の住民税は、令和6年6月から令和7年の5月分の給与から天引きされて納めていただくのですが、6月の給料では住民税を天引きせず、年間の住民税額から定額減税を差し引いた税額を11カ月で割って算出した額が7月以降の給与から天引きされる仕組みです。もし住民税所得割の免税額が定額減税額よりも少ない場合には、控除しきれない定額減税額が残りますので、その分は所得税の定額減税で引ききれなかった金額と合わせて1万円単位で調整交付金が支給されます。例えば住民税で3,000円、所得税で1万2,000円引ききれなかったとすると、合計1万5,000円残ってますので、調整交付金が2万円になるということです。

2つ目は普通徴収で、自営業や個人事業主の方などです。通知が役場から届きますけれども、6月、8月、10月、翌1月の4期で納めていただく方です。この場合には、定額減税の額を6月の第1期分から控除することになります。控除しきれない場合には、8月の第2期、それでも引ききれない場合には3期、4期と順次控除されます。結果的に控除しきれない場合には、調整給付として給付金が支給されることになります。

3つ目の公的年金等に係る所得に係る特別徴収で、年金から住民税が天引きされている方の場合です。この場合には、10月分の年金から定額減税額を順次控除していきます。2月の年金でも引ききれなかった場合には、調整交付金が支給されます。

なお、今年10月から年金特徴が開始される方の場合には、普通徴収の6月1期と8月2期が届きますので、この場合には普通徴収の例により減税額を控除し、引ききれなかった場合に10月以降の年金から順次控除していきます。

下段のその他ですけれども、定額減税は住宅ローン控除やふるさと納税等の寄附金控除など全ての控除が行われた後に住民税所得割から控除されるので、他の控除の制度には影響ありません。

以上、簡単に住民税の定額減税について説明させていただきましたが、個人の収入の形態や金額、家族構成などで様々なケースがあります。加えて所得税の定額減税との扱いの違いや調整給付などが絡み合い、大変複雑な制度となっております。適正な事務処理のために今後も情報収集に努め、相当数の問い合わせが予想されますので、分かりや

すく丁寧に対応してまいりたいと思っています。

この条例の施行日についてですが、第56条改正規定は令和7年4月1日、第34条の7第1項の改正規定及び附則第3条の2を削る改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の翌年1月1日より施行されます。それ以外の改正規定は、令和6年4月1日の施行となります。

説明は以上ですが、タブレットに新旧対照表を載せておりますので、議員の皆様には後でご覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどの定額減税とはちょっと別のところでちょっと質問したいなと思います。資料の4ページから6ページにかけて町民税減免、固定資産税の減免という項目がありますけれども、町長が必要である場合は町民税も固定資産税も減免になるという項目が新しく付け加えられたということですね。国保の場合の減免っていうのは、町長が特別な事情がある場合は減免できるということになってますけれども、国保の場合は本当に特別な事情、資格証明書の人が大けがをして病院に運ばれた場合、まあ医療費が何十万円っていう滞納してる金額を納めなければ医療ができないという、まあこういうふうな特別な事情では町民税、固定資産税はないと思うんですけれども、どういうわけでこのことが加算されたのか。それとも、もともと入らなければいけない項目であったのが付け加えられたのか。この地方自治法との関係でどういうことなのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） この改正規定については、職権による減免を可能とする規定の追加ということで、やっぱり本来あるべきものだったと思います。こういうもの、あるべきものだったと思います。で、それを入れることで、やることができるという規定なので、今回改めてそれを、このために、何かのために入れるとかそういうことなく、本来あるべき条項だったと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第54号、専決処分事項の報告について（八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第54号についてご説明します。

議案第54号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは条例を改正する改正文です。

はじめに、条例を改正する理由についてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和6年4月1日より施行されますので、それに併せて八峰町国民健康保険税条例等の一部を改正するものです。

別に提出しております議案第54号新旧対照表をご覧ください。

今回の改正点は2点あります。

1点目につきましては、課税限度額の上限の引き上げです。保険税のうち後期高齢者支援金課税額の課税限度額が現行の「22万円」から「24万円」に2万円引き上げられました。支援金分につきましては、令和5年度で推計してみますと、上限の22万円となった世帯は16世帯でしたが、上限を24万円にすると11世帯になり、5世帯減となります。税額では、およそ26万8,000円の増となるようです。なお、医療分、介護分を含めた課税限度額は、現行の「104万円」から「106万円」となります。

2点目につきましては、保険税額の減額措置に係る軽減判定所得の引き上げです。国保税の算定に当たり、世帯主及び国保加入者の所得が基準より低い場合には、国保税の平等割、均等割を軽減する制度があります。八峰町では7割、5割、2割軽減を行っており、今回の改正では5割軽減及び2割軽減の判定所得の算定が変更になりました。5割軽減では、世帯の人数掛ける金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」と5,000円のアップ、また、2割軽減の判定では、現行の「53万5,000円」を「54万5,000円」と1万円引き上げる改正です。これも令和5年度で計算してみますと、この改正により2割軽減から5割軽減に移行する世帯が2世帯3名の増、軽減なしから新たに2割軽減となるのが3世帯3名の増と推計されました。税額で見ますと、およそ10万円の軽減の増となります。税収としては10万円の減収となるのですが、減収分については公費補填されますので、国保財政への影響はありません。

今回の改正では大きく税収が変わるわけではありませんが、税額の上限を引き上げること、また、減額となる所得額を引き上げることで軽減対象となる世帯が増え、これまでに以上に所得に応じた負担の平準化が図られたと言えます。

改正の施行日は、令和6年4月1日であります。

説明は以上です。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第55号、専決処分事項の報告について（八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは専決処分書でございます。

専決処分第3号

専決処分書

八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページは条例を改正する改正文です。

条例改正の理由ですけれども、地方税法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されました。これに伴い、八峰町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

別に提出しております議案第55号新旧対照表をご覧ください。

内容は、地方税の減収補填制度に係る適用期限が延長されたことになりましたので、これに合わせて、町条例中、期限の削除と引用先の修正であります。

この制度は、過疎地域において、製造業、旅館業、農林水産物販売業及び情報サービス業の個人又は法人が取得した機械や装備、建物や附属の設備などに対して課される固定資産税を3年間免除する制度です。原則、取得金額が500万円以上のものが対象となりますが、製造業と旅館業では、資本金5,000万円から1億円までの法人の場合は、取得金額1,000万円以上のものが対象となり、資本金1億円以上の法人の場合は、取得金額2,000万円以上のものが対象となります。令和6年度の実績では、3事業者からの申請があり、54万6,700円の固定資産税が免除されております。また、この分の減収については、75%を交付税で措置されます。

改正の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第56号、専決処分事項の報告について（八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第56号についてご説明します。

議案第56号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次に専決処分書です。

専決処分第4号

専決処分書

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月31日

八峰町長 堀 内 満 也

次のページからが改正文となりますが、この改正及び提案理由につきましては、別に提出しております提案理由にてご説明します。

それでは、資料をご覧ください。

まず提案理由ですが、当該条例につきましては、国の定める基準に準拠しております。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和6年1月25日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴いまして、関係する4つの条例を一括改正したものであります。

1つ目がいわゆる新地域密着型サービス基準条例の改正となりますが、このサービスは要介護者を対象とした町が指定する指定事業者が行うサービスで、対象となるものはご覧のとおりとなっております。当町事業者において実施しているサービスは、ぽつの4番目、認知症対応型通所介護と、その2つ下の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと言われるものですが、そちらになっております。

改正の内容ですが、介護療養型医療施設の廃止に伴う文言整理、この施設は県内でも現在3施設しかありませんけれども、比較的重度の要介護者を受け入れ、医師・看護師が常勤し、手厚い医療やリハビリを提供する施設です。類似の介護施設とサービス提供

に差がないこと、医療費、社会保障費の観点から令和6年3月末で廃止しておりますので、そちらの関係する文言の整理となっております。

次からが管理者の兼務範囲の明確化、記録媒体のセキュリティー強化、重要事項の提示をウェブサイトでも掲示する、次に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するためのいわゆる委員会の設置、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発症時の対応を行う医療機関との連携、緊急時における対応方策の定期的な見直しの義務付け、ユニットケア施設管理研修の受講の努力義務、看護小規模多機能型居宅介護、いわゆる看取りと言われるものですが、そちらのサービス内容の明確化となっております。

次ページですが、2つ目、いわゆる新地域密着型介護予防サービス基準条例の改正となります。このサービスは要支援の方へのサービスとなりますが、現状、当町において実施はいたしておりません。

改正の内容は、さきの地域密着型サービス基準条例とほぼ同様のため、説明は省略させていただきます。

3つ目が八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正となります。本条例は、ケアマネージャーが要支援の方に対するケアプランの作成やサービス調整業務に関するものとなっております。

改正の内容につきましては、さきの条例改正と重複するものですので、こちらも説明は省略させていただきます。

4つ目の条例が八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の改正となります。居宅介護支援とは、要介護の方に対して可能な限り居宅で日常生活が送れるよう支援するためのサービスとなっております。

改正の内容については、さきの条例と違う点なんですけれども、ケアマネージャー1人当たりの取扱い件数の見直し、テレビ電話等を活用した居宅訪問以外での面接ということとなっております。

改正4条例とも、施行期日は令和6年4月1日となっておりますけれども、一部において施行期日が異なる条例と経過措置があります。

附則第1条、こちらについては4条例共通で重要事項の掲示をウェブサイト上へもと

いう表記を既に改正されておるんですけれども、こちらの施行が来年の令和7年4月1日からということになります。

附則第2条から第4条については、経過措置ということになります。

第2条は、身体的拘束等の適正化について、新基準地域密着型サービス基準条例と新地域密着型介護予防サービス基準条例について、令和7年3月31日までの努力義務とするものとなっております。

附則第3条については、委員会の設置となります。こちらについては、新基準地域密着型サービス基準条例と新地域密着型介護予防サービス基準条例については、令和9年3月31日までの努力義務ということになっております。

最後、附則第4条についてなんですけれども、協力医療機関との連携について、新地域密着型サービス基準条例においては、令和9年3月31日までの努力義務とするものとなっております。

説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 幾つか質問したいと思います。

いずれあのですね、目につくのは、この説明の中に身体拘束の適正化ということが新しく入ったのかなと思いますけれども、それからケアマネの1件当たりの取扱い件数とか、これが出てますが、まあ基準があるのかどうか分かりませんが、いずれにしてもこの条例っていうのは218条くらいある膨大な中身なんですけれども、この膨大なその条例の中身を町がどのようにこれを各民間の団体と連携を取り合って、それでケアマネとか身体拘束してるかどうかとか、まあ報告も記録もあるようですけれども、これを点検するというのは膨大な事務的なものがあると思うんですけれども、このことについて、まあ人員が間に合うのかどうかということとか、それから要綱の中には2年に1回、何か委員会、2年に1回、まあ会議が設定されてるようですけれども、これで間に合うのかどうか。本当にこれが実施できるのかどうか。その点、事務方の仕事の量とか併せて教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問に対してお答えします。

はじめに、身体的拘束ということに関してなんですけれども、これは身体的拘束というキーワードだけがちょっとクローズアップされた感じがしますが、基本的には身体的拘束に関してはやるなというようなことが書かれておりまして、どうしてもない緊急的な場合に身体的拘束をしなければいけない場合は、その旨をきちんと記録しなさいというような書き振りになっていますので、ちょっと表現が違うかというふうに思っております。

次に、ケアマネの方のカバーする人数なんですけれども、これまでは35人からと50人の間が一つのくくりということになっていたんですけれども、こちらの方が改正されて、あ、35人から44人ということだったんですけれども、こちらが35人から、あ、すいません、失礼しました。利用者の数が35人までということだったんですけれども、利用者の数が44人までケアマネージャー1人の方で見られるということになりました。こちらについては、ケアマネージャーの報酬改正ということがありまして、実情に合わせて人数を増加させたということとなっております。

それで、これら事業に関して連携を取っていけるのかというようなお話だったんですけれども、また、事業をこなせるのか、ケアマネージャーの方がこれほどの人数をこなせるのかということなんですけれども、介護サービスの運営に関しては、町の方、パソコンの方にもこちらの介護運営システムというものが入っておりまして、こちらで利用者の方の管理をしっかりと行っていると。で、それは県の指定する指定事業者もそうですし、町と内部施設、内部のシステムにおいてそちらの方をしっかりと管理しております。

あと、その委員会について2年に1回というようなお話もあったんですけれども、ケアマネの方と町の担当、その他事業所の担当の方が定期的に打ち合わせを行っておりまして、それらが運営に適正に運営させるようしっかりとした定期的な打ち合わせは行っております。また、そうしたものに関してもシステムにおいてしっかりと管理できるようになっているというふうに聞いております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町で把握してる、登録してるといいますか、ケアマネは何人いるのかということと、身体拘束については、ここで挙げられてきたということは、もう日常的に病院とか、まあ精神科の病院とか、それから病院の入院患者、介護をしてる介護の登録されている入院患者、ほとんどもう夜になれば身体拘束されてるという、これ

が今非常に社会的な問題になって、ここで挙げられてきたと思うんです。その中には、まあ必要とあらばというか、緊急に何かあった場合は身体拘束をするということですが、これもじゃあケアマネがこの報告を受けて町に報告するとか、そういう形で町は把握するんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいま質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

町でケアマネの人数を把握してるのかという点についてなんですけれども、こちらの方、今手持ちの資料がありませんので、後ほどご提示したいというふうに思います。

次に、身体的拘束があった場合の報告ということなんですけれども、こちら、現在のところそういった事例があったという話は報告として上がってきてはおりません。で、町が指定する事業所、で、県が指定する事業者、ともに定期の報告がありますので、そういった中でもその身体的拘束があった、そういった問題があったという事例は現在のところありません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 説明の提案理由のところに、改正内容のいっとう先の方に、介護療養型医療施設の廃止ってありまして、県内で3施設って言われましたけれども、能代山本にもあるのか。まあ3施設分かったらちょっと、廃止ですので、ちょっと大事なことです、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

介護療養型医療施設、県内3施設ということなんですけれども、能代山本にはありません。主に秋田市だというふうに聞いております。で、こちらが介護施設と同じようなサービスなんです、医療費の方で運営されているということが問題ではないんですけれども、それが社会保障費とのバランスで変わるということで、今度は介護保険の方で……看護小規模多機能型居宅介護サービスということで、2つ目の新地域密着型サービス基準条例のところでご説明しましたけれども、そこであります看護小規模多機能型居宅介護サービスということで、これが病院と介護施設と看護師さんが連携しながら、いわゆる看取りと言われるもので対応するということなんですけれども、八峰町においてはそういった施設がありませんので、条例の中にそういった文言を書き加えたというこ

とになっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この介護等の施設ですが、施設に関しての情報が、全ての事業所がウェブサイトでその情報を出さないと駄目だというふうに書かされている点が現状はどうなのかということとですね、このいろんな条例に沿った対応をその施設がやっているかどうかということの調査というものがどこでやるのかということ、まずその2点答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの質問にお答えします。

ウェブ上で掲示してるかどうかの点についてなんですけれども、こちらの点については当方でまだ調査はしておりませんが、若干数あるかと思います。ただ、これが令和7年4月1日以降は義務化されるということで、間違いなくチェックすることということになっております。またですね、昨月までに町で管理する指定事業者、いわゆるグループホームさんなどなんですけれども、そちらの方からは報告が、定期の報告、年間の報告が上がってきております。また、年間の計画も上がってきておりますので、町で指定する事業者さんについては町でしっかり管理しているということになります。また、県で指定している、いわゆる福祉会と海光苑、松波苑さんの方については、県と町でしっかり管理しているということになっております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そうすれば、県なり町の方のホームページからでもそれを、その施設の状況を検索できるということで理解していいんですかね。ていうのは、まあ知人に尋ねられた場合、どこの施設がどういうふうなことをしてて、どういう状況、条件なのかということをやっぱり調べる機会があるわけですよ。そうなった場合に、どっか、自分で単独で探すっていうことになると非常にいろんな施設があり過ぎるわけですが、それが町からそれをアクセスできて検索できるように、まあいろんなこういう施設があるんだというふうな照会ページがないとですね、なかなかこのサービスは使いづらいなということになるわけですから、その辺はどうなんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問に回答いたします。

町のホームページでそういったものとか入所方法を確認できないかというようなお問い合わせだったと思うんですけども、介護に関しましては、町はあくまでも監督する立場にあるというふうに思っております。そのために社会福祉協議会さんなどで包括支援センターがありまして、その中にケアマネージャーさんがいるということになっております。で、要支援、要介護認定もそちらの方からまずはスタートということになっておりますので、町にご照会いただいたとしても、包括支援センターをご紹介させていただいて、そちらからしかるべき流れへとになっていくものというふうに考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時13分より再開いたします。

午前11時07分 休 憩

.....
午前11時13分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第57号、専決処分事項の報告について（令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第57号、専決処分事項の報告についてをご説

明いたします。

議案第57号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

令和6年3月31日付けでの専決処分したものでございます。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,445万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,414万6,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページをお開きください。

地方債の変更ですが、それぞれ対象事業費の実績見込み額がまとまったことに伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

なお、詳細につきましては、21ページから22ページの22款町債のところに記載してございます。

9ページと10ページをお開きください。

次に、歳入歳出の主な補正部分について、事項別明細書をご覧いただきながら歳入歳出の順にご説明いたしますが、このたびの補正につきましては、年度末における歳入額の確定及び歳出見込み額の精査によるものでございますので、主な補正部分のみをご説明させていただきます。

まず2款地方譲与税から、13ページ・14ページを開いていただきまして12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも令和5年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

同じページの15款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナ

ナウイルスワクチンの接種事業費に対する国庫負担金の額が確定したものに伴う減額補正でございます。

3目の災害復旧事業費国庫負担金につきましては、令和5年7月の豪雨災害による公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業について、激甚災害指定により国庫負担率がかさ上げされたことによる追加補正でございます。

15ページ・16ページをお開きください。

15款国庫支出金2項1目の総務費国庫補助金から、その下の7目教育費国庫補助金までにつきましては、それぞれ事業費の確定に伴う補助金の確定による補正でございます。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、昨年7月の豪雨災害に係る災害救助費の確定に伴う追加補正で、2目衛生費県負担金につきましては、事業費の確定に伴う追加補正でございます。

17ページ・18ページをお開きください。

2項県補助金2目民生費県補助金から4目農林水産業費県補助金につきましては、事業費の確定に伴う減額補正でございます。

17款財産収入につきましては、いずれも土地の貸付収入及び売払収入の額が確定したことによる追加補正でございます。

19ページ・20ページをお開きください。

18款寄附金1項2目総務費寄附金につきましては、今年3月に龍角散から寄せられた令和5年7月豪雨で被災した農地等の災害復旧に関する企業版ふるさと納税寄附金で3,784万円の補正でございます。

また、4目基金費寄附金につきましては、ふるさと八峰応援基金寄附金、いわゆるふるさと納税の令和5年度分の寄附金額の確定に伴う減額補正でございます。

19款繰入金2項1目財政調整基金繰入金につきましては、災害復旧事業に係る国庫負担金や特別交付税の追加補正により財源不足額補填分などとして予算計上しておりました9億4,406万7,000円のうち、3億2,440万9,000円を減額補正するものでございます。

2目雇用創出基金繰入金から7目の奨学資金貸付基金繰入金につきましては、それぞれ事業費の確定及び精算による補正でございます。

21款諸収入につきましては、オフセット・クレジット売払収入額の確定に伴う追加

補正でございます。

21ページ・22ページをお開きください。

22款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

23款自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月に消費税率が10％に改正された際に自動車取得税交付金は廃止されましたが、自動車メーカーによる排出ガス燃費制の試験における不正行為が発覚したことにより旧自動車取得税交付金として追加交付されることに伴う追加補正でございます。

23ページ・24ページをお開きください。

ここからは歳出のご説明をいたしますが、このたびは3月31日付けの専決処分でありますので、概ねの科目について、事業費の確定及び精算見込みに伴い不用額が見込まれる部分での減額補正と、国県支出金や地方債等、特定財源の補正に伴う財源更生となっておりますので、その部分の説明は割愛させていただき、主な追加補正部分についてのみ説明させていただきます。

そういうことで、ずっと飛びまして43ページ・44ページをお開きください。よろしいですか。

13款の諸支出金2項1目財政調整基金費につきましては、土地売払収入分156万7,000円と土地建物貸付料分として101万9,000円、合わせて積立金258万6,000円の追加補正でございます。

なお、歳入のところでご説明いたしました財政調整基金繰入金の減額補正と、この追加補正した分により、財政調整基金の令和5年度末残高は23億8,208万1,000円となる見込みとなっております。

8目ふるさと八峰応援基金費につきましては、ふるさと納税寄附金分の積立金の減額補正でございます。

11目自然再生基金費につきましては、オフセット・クレジット売払収入を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 16ページの国庫支出金のところで災害がありますけれども、

これはこの後も入る予定、これで終わりということはないと思うんですけども、今後のその目処っていいですか、まだ完全に復帰してないところがありますので、今後どのような形になるのか。まあ二ツ森線、白神二ツ森線は四百何ぼの減になってますけれども、今後の見通し、災害復旧の見通しはどうなるのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

災害復旧工事の進捗状況ですけれども、4年災は5カ所あります。町道白神二ツ森線3カ所、小入川1カ所、町道小入川岩館線1カ所の5カ所あります。このうちの町道白神二ツ森線の1カ所では工事が既に完了しております。残り2カ所については、5年災の復旧工事が完了しないとその工事箇所まで着きませんので、ちょっと今保留している、施工できないような状況になっております。で、小入川河川災については、再度ボーリング調査をした結果から工法を変更し施工することとしたため、現在、国や県と変更設計の協議を進めている状況で、協議がまとまり次第、早期の着手に努めてまいりたいと考えております。町道小入川岩館線は、現在工事を進めている状況です。

また、5年災は37カ所ありまして、工事が完了したのは4カ所あります。で、現在施工中が29カ所、未契約が4カ所となっております。この未契約4カ所については、現在契約に向け作業を進めている状態となっております。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 町長にお伺いしますが、ゴルフ場、能代カントリークラブですが、依然閉鎖のままであります。あちこちで噂程度に、あの人が手挙げたとか、もしくは誰かやる人いないのかとか声かけられますが、ゴルフ場見たわけではないので分かりませんが、おそらく芝等、伸び放題になってると思うんですよ。いずれ誰かが再開するにしても、時間が経過すれば経過するほどおそらく再開の経費が掛かり増しになってくと思うんですよ。町長、今現在分かる範囲で、誰か手挙げそうな人がいるのか、もしくは内定してるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご質問にお答えいたしますけれども、まだ、こうした場ですね公表できるような形にはなっておりません。いずれ町民の皆さんが大変関心を持ってこの

状況を見守ってるところでございますので、しっかりと公表できる時期が参りましたら議員の皆様にもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第58号、専決処分事項の報告について（令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第58号についてご説明させていただきます。

議案第58号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

専決処分書であります。

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日提出

八峰町長 堀内満也

令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

令和５年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億８,３２６万２,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次ページ以降に内容がありますが、町長の行政報告、また先ほどの副町長のご説明にもありましたように、歳入歳出ともに補助事業であります社会保障・税番号制度システム整備事業の事業費確定に伴う歳入歳出への予算計上であります。

議案第５８号の説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第５８号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第５８号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５８号は原案のとおり承認されました。

日程第１０、議案第５９号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本 望君） 議案第５９号についてご説明いたします。

議案第５９号、八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 12 日 提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」による「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、該当施設の職員配置基準が見直されるため、条例の一部改正を行うものであります。

次のページは改正文となります。

内容は別に添付してある新旧対照表にてご説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。

この改正は、小規模保育事業及び事業所内保育事業における事業所の職員配置基準を定める改正であり、満 3 歳以上 4 歳未満の児童については、改正前は 20 人の児童につき 1 人の保育士が必要であったものが、改正後は 15 人の児童につき 1 人の保育士が必要となり、満 4 歳以上の児童については、改正前は 30 人の児童につき 1 人の保育士が必要だったものが、改正後は 25 人の児童につき 1 人の保育士が必要となるものとなります。

30 条及び 32 条の改正は、小規模保育事業についての改正です。小規模保育事業とは認可保育所の一種で、第 30 条第 2 項第 3 号は、小規模保育事業 A 型事業所に係る改正、第 32 条第 2 項第 3 号中は、小規模保育事業 B 型事業所に係る改正です。

45 条及び 48 条の改正は、事業所内保育事業についての改正です。第 45 条第 2 項第 3 号は、保育所型事業所内保育事業所に係る改正、第 48 条第 2 項第 3 号は、小規模型事業所内保育事業所に係る改正となります。

なお、これらの家庭的保育事業所は、現在町内にはございません。

町の認定こども園につきましては、県の条例により基準を定められており、同様の改正が行われております。町の方では既に改正後の職員配置基準にて人員配置を行っておりますので、この県条例による改正の影響はございません。

説明は以上です。何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 59 号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 家庭的保育事業、それから小規模事業保育所というのは八峰町には当然ないんですけれども、この県内でどういう施設があって、事業所内の保育所はどのような事業所であるのかを資料ちょっと欲しいと思いますので、取り寄せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問ではございません、要望事項について答弁をお願いします。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご要望にお答えいたします。

今お話しされたものにつきましては、県のホームページの方にも出ておりますので、それでもご確認できますが、こちらの方からもそれを資料として提出したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第60号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

物 品 名 小型動力ポンプ積載車

取 得 金 額 3,097万500円、こちら3台分になります。

契約の相手方 能代市能代町字中川原33番地57

株式会社能代消防センター

代表取締役 川間一平

支出項目です。令和6年度八峰町一般会計

9 款 消防費

1 項 消防費

2 目 消防施設費となります。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

別添で資料ございますので、資料の方をご覧ください。

八峰町消防団配備の小型動力ポンプ積載車についてで、こちらの方は昨年の12月定例会におきましてご可決いただいた車両と同タイプのものでございます。現在配備されております第5分団・石川、第8分団・畑谷、それから第9分団・八森の小型動力ポンプ積載車は、平成の13年、14年、15年に初度登録されておきまして、登録から20年以上経過となっております。町では概ね20年以上を経過した消防車両を更新する計画を立てておきまして、本年度において更新に該当いたします車両を購入するためのものがございます。昨年度におきまして購入に当たりまして時間がかかっておりましたもので、今年度なるべく早く行いたいと思ひまして今回の定例会の方に提出させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第61号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、工事請負契約の締結について。

令和6年5月17日に指名競争入札に付した「町道目名潟大沢線道路改良工事」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 町道目名潟大沢線道路改良工事
2. 契約金額 5,500万円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141番地1
株式会社嶋田建設
代表取締役 太田治彦
4. 支出項目 令和6年度八峰町一般会計
8款 土木費
2項 道路改良費
2目 道路新設改良費

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事に係る契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の工事は、町道目名潟大沢線田中地区の交差点改良工事で、現道が狭隘で通行に支障を来していることから地元より改良の要望が出されていた区画で、令和4年度から事業に着手し、用地等の協力が得られたため、今回改良工事を実施するものであります。工事箇所や概要等については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考

願います。

なお、工期は契約の翌日から令和6年12月20日としております。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたしますします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第62号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,391万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億291万1,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、地方債の変更で「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、地方債の変更でございます。1つ目の過疎対策事業債の通常分ですが、760万円を減額して限度額を4億7,200万円とするものでございます。2つ目は過疎対策事業債のソフト事業分で、40万円を追加して9,470万円に、3つ目は合併特例事業分で、630万円を追加して1億8,400万円に、4つ目は緊急自然災害防止対策事業分で、3,700万円を追加して9,040万円に、5つ目は災害復旧事業分で、230万円を追加して3,020万円に、限度額をそれぞれ変更するものでございますが、詳細につきましては10ページから13ページの町債のところでご説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由につきまして、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入でございますが、15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、令和4年に発生した町道小入川岩館線の災害復旧工事について、令和4年度中の入札不調と同箇所が昨年7月の豪雨により再度被害を受けたことにより令和5年度分に工事が完成できなかったため、県と協議した結果、改めて過年災の災害復旧事業として実施するため、公共土木施設災害復旧費負担金521万1,000円を追加するものでございます。

2項国庫補助金ですが、1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、個人住民税の定額減税の実施に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合の基幹システム改修費の負担に対する国からの交付金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金60万8,000円を追加するものでございます。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては、今年度から実施する1カ月児健康診査事業の財源として母子保健医療対策総合支援事業補助金2万4,000円を追加するものでございます。

4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金につきましては、国の内示減に伴い、社会資本整備総合交付金2,974万3,000円を減額するものでございます。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、夢ある園芸産地創造事業費補助金につきましては、対象となる事業が補助率3分の1から2分の1に高い補助率で採択見込みであることなどにより461万2,000円を追加するもので、次の基盤整備促進事業費補助金につきましては、大槻野地区の底地調査について、県の内示により事業が採択される見込みであることから125万円を追加するものでございます。

次の畑地化促進事業補助金につきましては、土地改良分内の水田を畑地化する際に減少する経常賦課金に相当する額を支援する事業に対する県補助金で6万3,000円を追加するもので、次の新規就農者育成総合対策事業補助金につきましては、物価高騰に伴う補助対象事業費の増加により事業費が増加したため、8万2,000円の補助金を追加するものでございます。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、浅田喜美雄氏からの一般寄附金105万円でございます。

10ページ・11ページをお開きください。

19款繰入金2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため減額するものでございます。

21款諸収入5項5目助成金のうち、1つ目の移住・定住・交流推進支援事業助成金につきましては、半農半X人材確保事業において、当初予定していた補助が採択に至らなかったため200万円を減額し、県から別の補助金活用の提案があったため今年度はそれを活用することとし、4つ目の労働力確保体制強化事業費補助金533万1,000円を追加して事業を進めていくものでございます。2つ目のデジタル基盤改革支援補助金は、国が進めているシステムの標準化に伴う基幹システム等の改修に対する助成金として2,043万5,000円を追加するものでございます。3つ目の新型コロナワクチン接種助成金は、今年度から新型コロナワクチンが定期接種となることに伴う接種費用に対する助成金として1,265万7,000円を追加するものでございます。

22款町債1項1目総務債3節遊休施設除却事業債につきましては、当初予算に計上している旧岩館小学校校舎解体設計管理業務委託の内容を精査したところ、財源に交付税措置のある合併特例債の充当が可能であるということになりましたので、630万円を追加するものでございます。

3目農林水産業債3節農業農村整備事業債につきましては、事業の内容精査によりまして過疎債を30万円減額するものでございます。

5目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道目名潟大沢線の交差点改良事業と防雪柵整備事業に国の社会資本整備総合交付金の活用を予定しておりましたが、内示額が減額となったことに伴い過疎債を充当して事業の進捗を図ることとし、480万円を追加するものでございます。

3節除雪機械整備事業債につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額が減額と

なったことに伴い、過疎債についても1,230万円を減額することになりますが、別の財源として交付税措置のある緊急自然災害防止債を3,700万円追加するものでございます。

4節住宅整備事業債から7目教育債2節学校整備事業債までは、町に対する過疎債ソフト分の配分枠が変更されたことに伴う調整のための補正でございます。

12ページ・13ページをお開きください。

3節学校給食調理場整備事業債につきましては、起債の対象となる経費がさらに見込めることから、過疎債を20万円追加するものでございます。

8目災害復旧事業債2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、先ほど国庫支出金のところでもご説明いたしましたが、町道小入川岩館線の災害復旧工事を改めて過年災の災害復旧工事事業として行うため230万円を追加するものでございます。

14ページ・15ページをお開きください。

ここからは歳出をご説明いたしますが、今回の補正予算では職員給与費をはじめとする人件費関係につきましても予算補正を行っておりますが、主な内容は4月1日付けの人事異動に伴う増減となっておりますので、この人件費の部分につきましては個々の説明は省略させていただきたいと思います。

それでは、2款総務費1項1目一般管理費のうち、15ページの一番下の11節役務費から次の17ページ、17節備品購入費までにつきましては、役場庁舎の大会議室の不安定なWi-Fiの通信環境を改善するために必要な経費を追加したものでございます。

5目財産管理費12節委託料につきましては、令和5年度に旧埴川小学校電気改修工事において撤去した低濃度のPCBを含有する電気機器を廃棄するための委託料として40万3,000円追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、糠森山に設置している民放の放送局設備と町の防災無線設備に通じる維持管理のための登山道について、昨年7月の豪雨により崖崩れが発生し、保守点検作業に支障が生じていることから、民放の放送局において補修工事を行い、町はその経費を折半することとして42万9,000円を追加するものでございます。

7目電子計算費の12節委託料につきましては、現在国が進めている地方公共団体情報システムの標準化に伴う町のシステム改修経費として55万7,000円を追加するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、同じくシステムの標準化と令和6年

度税制改正による個人住民税の定額減税の実施に伴う秋田県町村電算システム共同事業組合が実施するシステム改修経費の負担金として2,058万3,000円を追加するものでございます。

そして、ずっと飛んでいただきまして24ページと25ページをお開きください。

4款衛生費1項2目予防費10節需用費につきましては、公用車の燃料費と修繕料と予診表の印刷製本費の追加でございます。

12節委託料につきましては、1カ月児健康診査など乳児健診業務委託料が8万9,000円、新型コロナワクチン定期接種業務委託料が1,800万6,000円の追加でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、契約医療機関以外で1カ月児健康診査や新型コロナワクチンの接種を受けた場合に補助する分を計上しております。

4目保健センター管理費10節需用費につきましては、当初予算で措置した施設の修繕料を既に執行しており、今後の修繕に備える必要があることから22万円を追加するものでございます。

先ほど、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。7目の電子計算費のところで、負担金、補助及び交付金を19節と申し上げましたが、これは18節の間違いでございますので訂正させていただきます。

26ページ・27ページをお開きください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金のうち、夢ある園芸産地創造事業費補助金は、県の補助率が3分の1から2分の1に高い補助率に採択の見込みとなったことなどから233万9,000円を追加するものでございます。2つ目の新規就農者育成総合対策事業補助金は、物価高騰により当初見込んでおりました事業費が増加したことに伴い、8万2,000円を追加するものでございます。3つ目の半農半X働き手交通費補助金につきましては、先ほど歳入のところでもご説明いたしましたが、当初予定しておりました補助が採択に至らなかったため104万円を減額して、県から新たな別の補助金を活用することとして4つ目の半農半X宿泊交通費補助金486万8,000円を追加するものでございます。

5目農地費12節委託料につきましては、県から大槻野地区の底地調査費の内示があり、事業が採択見込みであることから経営体育成促進換地等調整業務委託料250万円を追加するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、基幹水利施設ストックマネジメント

事業と農地中間管理機構関連ほ場整備事業の内容を精査し、負担金から町の助成事業として土地改良区への補助金に組み替えるものでございます。

7 目水田農業構造改革対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、水田を畑地化する際に減少する経常賦課金に相当する額を支援する補助金として6万3,000円を追加するものでございます。

ずっと飛んでいただきまして、34ページと35ページをお開きください。

9 款消防費 1 項 3 目災害対策費10節需用費につきましては、岩館防災コミセンの光熱水費24万円の追加でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、旧岩館小学校体育館に設置する簡易水洗トイレのリース料として15万9,000円を追加するものでございます。

そして、ずっと飛びまして42ページ・43ページをお開きください。

11款災害復旧費 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきまして、歳入の国庫負担金のところでもご説明したとおり、令和4年に発生した町道小入川岩館線の災害復旧工事について、県と協議した結果、過年災の災害復旧事業として改めて実施するということで工事費781万5,000円を追加するものでございます。

13款諸支出金 3 項 1 目国庫支出金返納金につきましては、それぞれの事業の精算に伴う過年度分の国庫返還金で合わせて58万4,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。大変はしょりまして、大変申し訳ございませんでした。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。終わります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。質疑については午後1時より再開をいたします。その時にお願いをいたします。

午後 0 時 0 1 分 休 憩

.....
午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号の質疑に入ります前に、浅田建設課長より議案第61号についての発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 午前中にご審議、ご可決いただいた議案第61号、工事請負契約の締結についての説明の中で、4、支出項目の2項道路改良費と説明しましたが、

正しくは道路橋梁費ですので訂正願います。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） それでは、議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ページ戻してく。確か27ページだったと思うんだけどね。

（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） うん、27ページですね補助金のところで、夢ある園芸産地の補助金230万円の内容とですね、この半農半Xの関係、まあこれ100万円の減額で480万円の新規という形になってますけども、さっきの説明では県の補助金がついたということで事業費が大きくなったことは分かるんですが、これ宿泊部分が増えてこうなったのか、それとも募集の人数が増えてこういうふうになったのか、この辺の2点お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

夢ある園芸産地創造事業につきましては、1名の農家さんがネギ関係の機械の導入を検討しているのと、あとは1名の法人さんがしいたけのハウスの導入を申請しております。で、半農半Xにつきましては、当初は宿泊費は町単でやる場合みてみませんでした。が、国の指導により宿泊費も補助金の対象になるので上げてくださいということをおっしゃるので、宿泊費の増となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まず9ページだったと思うんですけども、水田活用交付金のところの畑地化促進で6万2,000円、県から、これしかないんですか。これ活用するのに多額の費用が必要だと思うんですけど、町負担とか。県がこのぐらいで町がまだあるということですか。このことについてちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内水産振興課長。

○農林水産課長（堀内和人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

こちら畑地化を行う事業に対する補助金ではございませんで、峰浜土地改良区さんが、経常賦課金って皆様からいただいている賦課金、その田んぼから畑になることによって

単価下がりますので、その補填分ということで6万2,000円、3,000円という金額です。
以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 商工振興費のところですね、まあページは30・31になるわけですが、まあ直接関係ないわけですが、商工会の総会も終わったようで、私、資料を見てないわけですが、プレミアム商品券の発行については商工会の方からは町に対する何らかの打診があったのかどうか。その辺を伺いたいと思います。まあいろいろ回数をずっと重ねてきて課題というものもいろいろあるわけでありましたが、その辺の予算上はまた今回上がってませんので、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの門協議員の、あ、菊地議員の質問にお答えいたします。

（「門協こっちだよ」と呼ぶ者あり）

○商工観光課長（成田拓也君） 失礼しました。

プレミアム商品券事業につきましては、商工会さんの方から例年のとおり要望は受けておりますけれども、このたびの補正の方には事業として上げておりません。この取り扱いにつきましては、このたび6月から定額減税などがまず一般の住民の方向けの国の支援といった部分もございますので、プレミアム商品券の事業につきましては少しタイミングを精査しながら今後考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 11ページのコロナの予防接種ですけれども、この資料によれば、資料どこだっけか、65歳以上、それから60歳以上疾患ある人は無料っていうことで、3千、あ、ここです、1人当たり本人負担が3,500円、これまあインフルエンザと同じ機関でっていうことで、お金もインフルエンザと同じ本人負担、インフルエンザの本人負担は確か1,500円でなかったかなと思うんですけれども、これ3,500円、まあコロナのあれで受ければ本人負担が3,500円ということですが、子どものコロナの予防接種っていうのはないんですか。子ども、まあ子どもがあるとしたら1回ではなくて2回必要でないかな。あ、インフルエンザもそうなんですけれども、2回分のお金がかかる

ので、その辺のところ本人負担が非常に大きいのではないかと思うんですが、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） お答えします。

少し訂正なんですけれども、訂正させていただきたいんですが、インフルエンザの予防接種、本人負担は1,400円ということになっておりますので、ご承知おきください。

それと本人負担、今度はコロナワクチンの方なんですけれども、65歳以上の本人負担3,500円とおっしゃいましたけれども、町と国が3,500円ずつ出し合って、ワクチン接種は1万5,200円と言われているので、7,000円を引いた分が65歳以上の方のコロナワクチン接種の自己負担ということになります。はい、そうです。1万5,200円から7,000円を引いた額がご本人負担ということになります。生活保護受給者などは無料となるということになっております。それ以外の一般の方ですと全額自己負担ということに位置づけられておりますので、現在我々でももうそちらの方の検討はまだしてありませんが、他市町村の動向を見て、もしそのような動きがあれば素早く動きたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第63号についてご説明します。

議案第63号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,586万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

内容につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。

6・7ページ目をお開きください。

歳入、5款2項1目保険料還付金と、8・9ページ、歳出、3款1項1目償還金及び還付加算金をそれぞれ11万3,000円増額するものです。これは、被保険者がお亡くなりになった、あるいは転出等によって保険資格を喪失したことにより、既に必要以上の保険料を納付している場合に一旦還付金として町に戻ります。その後、町が歳出として対象の方へ還付するものです。保険料の算定には一定の時間がかかるため、このように過年度処理となるものもございます。

説明は以上となります。ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 議案第64号についてご説明します。

議案第64号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,225万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書にてご説明します。

6・7ページ目をお開きください。

歳入、4款1項1目繰越金、補正前の額600万円から53万3,000円増額し、8・9ページにあります歳出、3款1項1目医科一般管理費に56万5,000円の増額、2目歯科一般管理費から3万2,000円を減額し、歳入歳出ともに53万3,000円の増額とするものです。

歳出につきましては、歳出の人件費については、人事異動後を反映させたものとなります。

このほかに医科一般管理費の委託料に埴川分院医療廃棄物処理業務委託料を追加するものです。埴川健康センター内の埴川分院につきましては、令和6年4月1日で廃院となりましたが、レントゲン機器など古くからの医療機材が残っておりことから、その廃棄に係る費用となります。その機器の中にはベリリウムなどと呼ばれる有害な物資がある可能性もありますので、専門のメーカーさんによる業務委託となる予定です。撤去後は旧埴川小学校を利用している大沢土地改良区が事務所移転する予定となっております。

説明は以上となります。ご審議いただき、何とぞご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第65号についてご説明いたします。

議案第65号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款水道事業費用、第1項営業費用から254万9,000円を減額補正し、補正後の額を2億6,258万7,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費1,812万5,000円から254万9,000円を減額し、1,557万6,000円とするものです。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の補正予算は、4月1日付けの人事異動に伴う職員給与費の減額補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第66号についてご説明いたします。

議案第66号、令和6年度八峰町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。収入については補正はありません。

次に支出です。第1款特定環境保全公共下水道事業費用、第1項営業費用は6万

5,000円を、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用は4万3,000円を、第3款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用は147万4,000円を、第4款合併処理浄化槽事業費用、第1項営業費用は277万6,000円をそれぞれ追加補正し、合わせて435万8,000円を追加補正するもので、補正後の額は4億7,406万円となります。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正は、予算第8条に定めた職員給与費2,058万2,000円に386万3,000円を追加補正し、2,444万5,000円とするものです。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の補正予算は、簡易水道事業同様、4月1日付けの人事異動に伴う職員給与費と合併処理浄化槽事業の企業会計への移行に伴うシステム設定費の補正となっております。

なお、補正予算の内容については、タブレットの方に関係資料を掲載しておりますので参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第66号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第67号から日程第30、議案第79号までの13件については、いずれも農業委員会委員の任命に関する件であるため一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第79号は一括上程とすることに決定しました。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第67号以下についてご説明させていただきます。

議案第67号、八峰町農業委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を八峰町農業委員会委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 八峰町八森字八森242番地

氏 名 稲田豊美さんです。

令和6年6月12日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。今の八峰町の農業委員でございますけれども、令和3年7月1日から今月30日まで、この3年間の任期でございます。この任期が満了となりますことから、農業委員会委員を任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

次の議案第68号から79号までは、67号と同じ農業委員の任命でございますので、議案ごとの住所、氏名のみ読み上げさせていただきます。

議案第68号は、八峰町八森字本館45番地の石岡てつさんでございます。

議案第69号は、八峰町峰浜水沢字三ツ森カッチキ台42番地の森田貞子さんでございます。

議案第70号は、八峰町峰浜水沢字大槻野東又145番地の白鳥恭悦さんでございます。

議案第71号は、八峰町峰浜水沢字水沢133番地の阿部幸樹さんでございます。

議案第72号は、八峰町峰浜水沢字大久保岱32番地の田村政彦さんでございます。

議案第73号は、八峰町峰浜塙字塙63番地の今井幸恵さんでございます。

議案第74号は、八峰町峰浜石川字石川453番地の小沢重博さんでございます。

議案第75号は、八峰町峰浜畑谷字川端141番地、後藤 豊さんでございます。

議案第76号は、八峰町峰浜石川字外林80番地の佐藤浩則さんでございます。

議案第77号は、八峰町峰浜石川字石川498番地3、米森雄大さんでございます。

議案第78号は、八峰町峰浜塙字大信田58番地の松森正樹さんでございます。

議案第79号は、八峰町峰浜沼田字上釜谷1番地22の後藤信孝さんでございます。

以上13名の任命議案でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。日程第18、議案第67号から日程第30、議案第79号までの13件については、いずれも農業委員会委員の任命に関する件でありますので、一括して質疑を行い、その後、議案ごとに討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

これより議案第67号から議案第79号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論と採決を行います。

なお、採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。採決は簡易表決で行うことに決定しました。

日程第18、議案第67号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、議案第68号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20、議案第69号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、議案第70号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第70号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、議案第71号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23、議案第72号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、議案第73号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第25、議案第74号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26、議案第75号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27、議案第76号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28、議案第77号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第29、議案第78号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第30、議案第79号、八峰町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時36分 休 憩

.....
午後 1時37分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） すいません、ワクチン接種の回答について、回答訂正させていただきます。大変すいません。

見上議員が本人負担3,500円とおっしゃって、こちらが本人負担は1万5,300円から7,000円を引いた額だと言ったんですけれども、見上議員が正しくて、ご本人負担は3,500円ということになります。で、その差し引いた分で8,300円が国からの助成、3,500円が町の助成、そして残った3,500円がご本人負担ということになりますので訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（皆川鉄也君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、14日午前10時より開会し、一般質問を行いますので、これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 1時39分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 8 番 見 上 政 子

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

